

社会福祉法人 銀の鳩 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 銀の鳩（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 役員等の報酬の額は、別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等に支払う旅費は、法人旅費支給規程に定めた額とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 9月28日から施行する

この規程は、平成28年12月21日から改正施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成30年 8月 3日から施行する。

別表1

役職名	報酬の額
評議員	会議、研修会等出席の都度 1日の場合5,000円 半日の場合3,000円 (半日とは、午前のみ又は午後のみ の会議等のとき)
理 事	
監 事	